平成２８年（フ）第５０１８号
大阪市浪速区恵美須西３丁目５番16号
破産者　松本弥太郎
1　決定年月日　平成29年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第５０２３号
大阪市平野区加美正覚寺３丁目11番３－601号
破産者　川田　珠美
1　決定年月日　平成29年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第５０４８号
大阪市中央区東高麗橋４－７　ミュー高麗橋1002号、開始決定時大阪市東成区大今里南３丁目２番18―502号
破産者　赤松　由樹（旧姓安永）
1　決定年月日　平成29年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第５１６６号
大阪市西淀川区御幣島２丁目10番16号コンフォート御幣島402号室
破産者　中森　幸子
1　決定年月日　平成29年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第５３８７号
大阪府豊中市螢池南町３丁目７番16号　210号
破産者　野瀬　安代
1　決定年月日　平成29年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第５４８５号
大阪府東大阪市東山町４番29号
破産者　瓜野　守俊
1　決定年月日　平成29年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１２６号
大阪市此花区島屋３丁目７番20号　鴻池運輸株式会社島屋寮　107号
破産者　松浦　達史
1　決定年月日　平成29年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１９１号
奈良市千代ケ丘１丁目７番地の67
破産者　山崎　　剛
1　決定年月日　平成29年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３４７号
大阪市此花区西九条１丁目33番５号、前住所大阪市此花区西九条１丁目34番16号
破産者　梅田　卓嗣
1　決定年月日　平成29年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４３７号
大阪市西成区天下茶屋３－27－１－207　有楽マンション、住民票上の住所大阪府河内長野市向野町483番地の８
破産者　堀内　圭三
1　決定年月日　平成29年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４６５号
兵庫県尼崎市大庄西町１丁目20番３号
破産者　髙﨑　好司
1　決定年月日　平成29年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４７９号
大阪市平野区流町３－６－16　カーサフェリーチェ201号、住民票上の住所大阪市平野区流町３丁目１番５号
破産者　猪野　嘉英
1　決定年月日　平成29年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４９５号
大阪市浪速区幸町２丁目５番10―802号
破産者　灰野　　翔
1　決定年月日　平成29年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５０１号
大阪市平野区長吉長原３丁目16番26―601号
破産者　大前美佐枝
1　決定年月日　平成29年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５２６号
大阪市西成区千本北１丁目11番26号　デリカメゾン　301号
破産者　山本　健次（旧姓野瀬）
1　決定年月日　平成29年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５３１号
大阪市生野区巽南３丁目19番43―203号
破産者　森　日登美（旧姓川口）
1　決定年月日　平成29年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第６２７号
大阪市阿倍野区松虫通３丁目６番９号
破産者　黒川　　光
1　決定年月日　平成29年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１００５号
堺市北区百舌鳥赤畑町１丁15番地１　1104号
破産者　五百旗頭武彦
1　決定年月日　平成29年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第３２号
大阪府藤井寺市青山１丁目３番36号
破産者　中野工務店こと　中野　英男
1　決定年月日　平成29年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係